

会 議 録

- 1 会 議 名 令和7年度 第3回 北九州市客引き行為等適正化推進協議会
- 2 会 議 種 別 付属機関
- 3 議 題 ・客引き行為等の禁止区域について
- 4 開 催 日 時 令和8年1月19日(月)
13時30分～15時00分
- 5 開 催 場 所 北九州市 生涯学習センター2階21学習室
(北九州市小倉北区大門一丁目6番43号)
- 6 出席者氏名 【構成員】 別添「構成員名簿」のとおり
【事務局】 総務市民局 南野安全・安心担当理事
倉田安全・安心推進課長
濱本計画係長、澤井
- 7 会 議 経 過
 - (1) 開会
 - (2) 議事
 - ア 会議の公開・非公開について
会議内容から、不開示情報に該当する事項を審議するわけではないため、公開することとした。
 - イ 客引き行為等の禁止区域について
 - (ア) 主な委員意見
 - ・地元の自治連合会の会長として、2年前から北九州市に対し、客引き条例の禁止区域の拡大をお願いしてきた。鍛冶町・堺町・紺屋町では、客引きが非常に迷惑であり、少しでも減らしてほしいとの声が常に上がっている。

- 地元事業者として、平成17年から毎月18日に開催される「暴追の日」活動において、客引き部隊としてパトロールに参加してきた。「客引きゼロパートナーシップ北九州」にも、鍛冶町・堺町を明るくする会をはじめ、ビルオーナー会などが参加しており、南国ビルでは客引き行為禁止の掲示も実施している。客引きの多い場所においての啓発のためのマイク放送も効果を感じている。今後もビルオーナー会の賛同を得て、堺町の客引きが多い主要な場所に放送設備を設置していきたいと考えている。
- 前回、時期尚早と判断をした理由として、地元・地域での自主的な活動が不足していることがあげられた。しかし、現段階では、そこからの具体的な動きは見えにくい。啓発のためのマイク放送も、賛同が得られれば、実施しようということ、まだ実施には至っていない。
- この条例の1番の目的は、不適正な形で、客引きというのを行われることを防ぐことであるため、不適正に行われているという事実があり、さらに住民や事業者も困っているという事実が積み重なって、市側もそれが確認できているのであれば、指定区域にすることは避けられないのではないか。
- 既存の禁止区域でも条例施行後、パトロール参加者が減少しており、市任せになってしまっている。答申を出すなら、自治会による毎月パトロールや事業者参加を義務付けるなど、実効性を担保するための付帯条項をつけるべきではないか。
- 答申案だと、今後、この協議会での議論はなく、市の方で、地元の状況の報告を受けて、拡大を決定することができる内容になっていると思う。諮問を受けて、その内容に対して、議論をして、市側に答申を返すという立ち位置である以上、この答申の内容だと、その部分にある意味放棄している状況だとも考えられる。
- 付帯条件をつけるとしても、月に何回パトロールする等の数字を設定するのは非常に難しいだろうと思う。もう1度、協議会を開いて、確認するしかないのではないか。

- 今回の協議会のなかで、町内会での合意があるという事実が提示されたことも考慮すべきだと思う。町内会の連合会として、実際に「魅力づくり協議会」等の公式な場で、そういう要望をあげてきたという事実が積み重なったということを指摘しておきたい。前回の協議会では、同意の形成の仕方が薄いと判断されたが、町内会の連合会となると、かなり大きい組織になるため。
- 答申案の最後に、客引き禁止区域を拡大するのであれば、事業者、地域住民、その他関係各者は協力して、実効性のある取組を継続してやるように努めてもらいたい、というような一文を加えたらよいのではないか。
- (会長より) 協議会を再度開催した方がよいという意見もあるが、委員の総意としては、付帯条件をつけたうえで、答申案とすることで最終的によろしいか。(一同異議なし)
- (会長より) 事務局は答申案に、「事業者、地域住民、その他関係各者は協力して、実効性のある取組を継続してやるように努めてもらいたい」というような文言を追加したものを委員全員に送付すること。これに対して、委員は異議なしであれば異議なしと、修正があれば、その旨分かるように記載し、返信すること。

8 そ の 他 傍聴者なし

9 問い合わせ先 総務市民局 安全・安心推進部安全・安心推進課
計画係
電話番号 093-582-2911